

件名

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第四号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
(マーケット・リスク相当額不算入の特例) 第四条 農林中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことができる。 一 特定取引勘定(農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府令第十六号。以下「規則」という。)<u>第六十五</u>条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。)を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合 「イ」ホ 略 二 「略」 (株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー) 第五十三条 「略」 「2・3 略」 4 第一項の規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するもの(第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。)に対するエクスポージャー(第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。)のうち、総自己資本の額(第二条に規定する連結自	(マーケット・リスク相当額不算入の特例) 第四条 「同上」 一 特定取引勘定(農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府令第十六号。<u>第十一条の三</u>第二項において「規則」という。)<u>第六十五条</u>第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。)を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合 「イ」ホ 同上 二 「同上」 (株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー) 第五十三条 「同上」 「2・3 同上」 「項を加える。」

己資本比率を算出する場合にあつては同条第三号の算式における総自己資本の額をいい、第十四条に規定する単体自己資本比率を算出する場合にあつては同条第三号の算式における総自己資本の額をいう。）に十パーセントを乗じて得た額を上回らない部分について、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができ

一 我が国の政府関係機関又はその子法人等（以下この号において「政府関係機関等」という。）と共同で行う投資であつて、政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受けるものであること。

二 次に掲げるいずれかの会社に対する投資であること。

イ 規則第九十五条第十一項に規定する新規事業分野開拓会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

ロ 規則第九十五条第十一項本文に規定する事業再生会社（同項本文又は同条第十二項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

ハ 規則第九十五条第十一項に規定する地域活性化事業会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）又は規則第四百四条の二第一項に規定する特例事業再生会社（同条第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）若しくは同条第二項の規定の適用を受ける会社

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

備考 表中の「」の記載は注記である。	第四百四十三条 第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定は 、内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫が株式等エク スポートジャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合に ついて準用する。この場合において、同条第一項中「株式及 び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー （第五十三條の四の規定によりリスク・ウェイトを判定する エクスポージャーを除く。）」とあり、及び同条第四項中「株 式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株 式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポー ジャー（第五十三條の四の規定によりリスク・ウェイトを判 定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エ クスポートジャー（第四百四十四條の規定によりリスク・ウェイ トを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるも のとする。 第四百四十三条 第五十三條第一項及び第三項の規定は、内部格 付手法を採用した場合の農林中央金庫が株式等エクスポー ジャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準 用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と 同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第五十 三條の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポ ージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー （第四百四十四條の規定によりリスク・ウェイトを判定するエ クスポートジャーを除く。）」と読み替えるものとする。
--------------------	--